

アジア各国における環境対策技術・環境産業の推進政策

1. 韓国

2008年8月、韓国は、国家戦略として「低炭素・グリーン成長¹」構想を掲げ、2009年2月には、大統領直轄のグリーン成長委員会を組織し、2010年1月13日には低炭素・グリーン成長基本法を施行した。グリーン成長委員会は、中長期的（2009年～2050年）国家政策であるグリーン成長国家戦略（National Strategy for Green Growth）と5カ年計画（Five-Year Plan for Green Growth）をまとめた。グリーン成長国家戦略は、3つの目標と、これらの下の10の政策方針で構成され、2020年までに世界第7位、2050年までに第5位のグリーン産業¹国家を目指す（図1参照）。国家戦略を実践に移す最初の5年間計画（2009年～2013年）については、グリーン技術の開発やグリーンインフラの整備にGDPの約2%に相当する107兆ウォン（約8.3兆円）を拠出する計画である^{2,3}。

¹ 「グリーン成長」とは、エネルギー及び資源を節約し、効率的に使用して気候変動及び環境破壊を減らし、クリーンエネルギー及びグリーン技術の研究開発を通じて新しい成長の力を確保し新しい雇用を創り出していく等、経済及び環境が調和した成長をいう。「グリーン技術」とは、温室効果ガス削減技術、エネルギー利用効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源循環及び環境と調和した技術（関連融合技術を含む）等、社会経済活動のすべての過程にわたりエネルギー及び資源を節約し、効率的に使用して温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術をいう。「グリーン産業」とは、経済、金融、建設、交通物流、農林水産及び観光等の経済活動全般にわたってエネルギー及び資源の効率を高め、環境を改善することができる物品の生産及びサービスの提供等を通じて低炭素グリーン成長を成し遂げるためのすべての産業をいう。「グリーン国土」とは、健康で快適な環境と美しい景観が経済発展及び社会開発と調和した国土をいう。（参照：諸橋邦彦・遠藤真弘 韓国「低炭素グリーン成長基本法」－経済と環境が調和した発展に向けて、国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法243（2010.3）, <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024302.pdf>（参照2011-02-22））

² Green Growth, Overview, 韓国政府環境部ウェブサイト, http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_gre_overview（参照2011-02-22）。

³ 諸橋邦彦・遠藤真弘 韓国「低炭素グリーン成長基本法」－経済と環境が調和した発展に向けて、国立国会図書館調査及び立法考査局 外国の立法243（2010.3）, <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024302.pdf>（参照2011-02-22）。

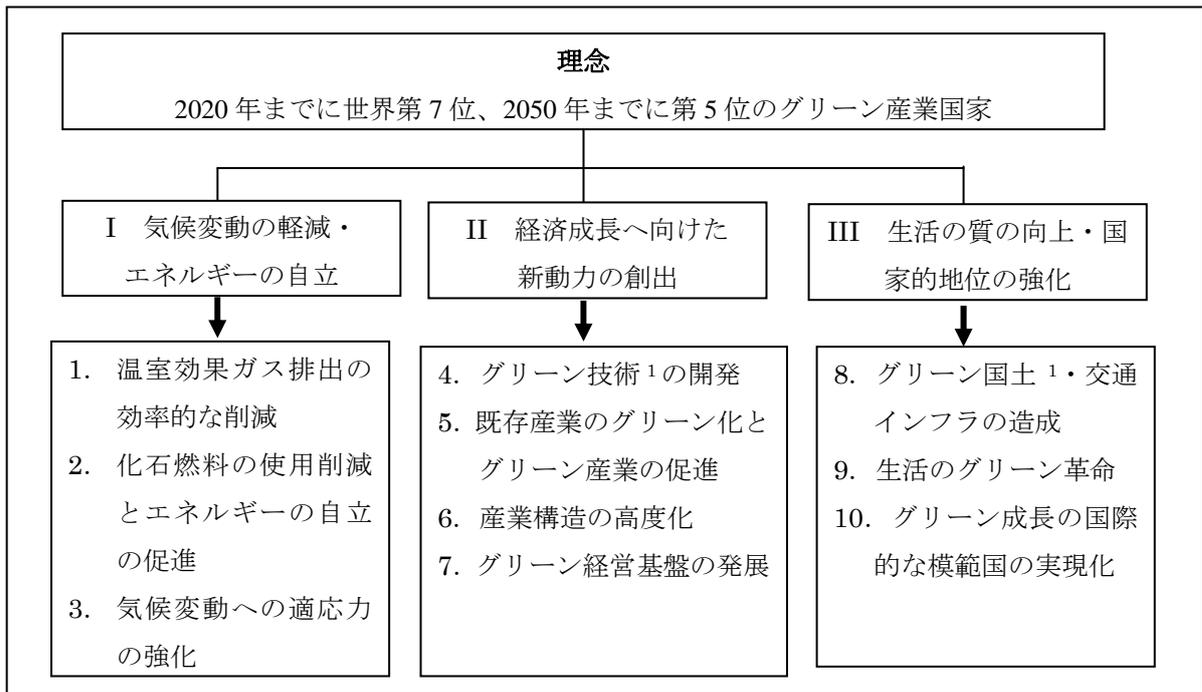


図1 グリーン成長国家戦略の目標と政策方針

出典：韓国環境部 Green Growth, Vision and Goals of Green Growth より作成
http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_gre_vision

グリーン成長国家戦略の目標の一つである経済成長へ向けた新動力の創出の中で、基盤環境技術の開発及び将来性のある環境産業の育成を取り上げ、これらの具体的な政策を表1、表2にまとめた。

表1 基盤環境技術の政策

基盤環境技術	中期目標	主要内容
1. 高度水処理技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 2011年までに水処理膜及び膜分離技術を開発 ● 2013年までに環境負荷ゼロの下水処理施設の開発 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2009年～2011年の間に、水処理の膜供給と膜分離技術を開発・商用化 ● 2010年～2013年の間に、高度水処理技術、知能型上下水道管理技術、上下水道低エネルギー処理技術、及び下水再利用技術を開発
2. グリーンカー技術	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年までに、先進国の技術レベルまでに到達 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2012年までに、超低排出ガス車（SULEV）⁴やユーロ6規制⁵に対応した温室効果ガス削減装置や自動車の開発、温室効果ガス削減装置の導入、グリーンカーの交通インフラ整備

⁴ 米国カリフォルニア州の排ガス規制により低排ガス車（LEV:Low Emission Vehicle）の導入とフリート平均NMOG（Non-Methane Organic Gases）規制の適用を義務づけ。車両の排出ガス量に応じて、次の車両区分に分類し、各区分のNMOG基準値の平均値を規制。車両区分は、LEV、ULEV（Ultra Low Emission Vehicle）、SULEV（Super Ultra Low Emission Vehicle）、ZEVになる。（参照：JAMA 日欧米などにみる排ガス規制の現状と今後、JAMAウェブサイト、<http://www.jama.or.jp/lib/jamagazine/200812/06.html>（参照 2011-02-22））

⁵ 主にNO₂の排出基準強化とディーゼル車のPMの基準引き下げに焦点を当てている欧州の排ガス規制、2014年9月に施行。（参照：ジェトロ EU主要国における環境配慮型自動車に関する政策（規制・支援）および技術・市場動向、ジェトロウェブサイト、<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000066/0906R2.pdf>（参照 2011-02-22））

基盤環境技術	中期目標	主要な内容
3. Non-CO ₂ (CO ₂ 以外) 温室効果ガス削減技術	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、Non-CO₂ (二酸化炭素以外の) 温室効果ガス削減技術の商用化を促進 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年～2013年の間に、メタンガスの回収・浄化・利用技術、窒素酸化物やフッ素の管理技術の開発
4. 温室効果ガス代替物質の技術開発	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までにフロン代替技術を開発 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年～2020年の間に、フロン代替用冷媒ガスの開発、2010年までに、代替物質を使ったポリウレタンシステムを開発 2010～2011年の間に、ハロン代替技術の開発、絶縁体素材の開発とSF₆ (六フッ化硫黄) の切替え
5. 高効率な資源回収技術	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、高効率な資源回収の技術開発レベルを先進国対比90%までに引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 2008年～2010年の間に、有機廃棄物の高効率な分離技術の開発 2008年～2010年の間に、環境負荷の低い有機/無機物の資源リサイクル技術の開発 2011年～2013年の間に、化学系廃棄物に対応した技術、金属回収、環境に配慮した原料技術の開発
6. 土壌・地下水汚染の浄化技術	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、技術レベルを先進国対比70%まで引き上げ(工業活用を通して技術の商用化) 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年～2013年の間に、土壌・地下水市場でイニシアティブをとれる基盤技術の取得と普及 2009年～2013年の間に、the core technology development councilからの支援を通じ、産業複合施設・陸軍基地での汚染土壌・地下水対策の基礎を確立 2009年～2013年の間に、土壌・地下水汚染防止技術の確保 2012年より、土壌汚染源の迅速な評価技術と浄化管理の普及
7. 天然資源の利用・回収技術	<ul style="list-style-type: none"> 2012年までに、有用天然資源の総合情報システムを構築 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年～2013年の間に、DNA組換え技術を利用した新しい環境浄化技術の開発 2009年～2013年の間に、生態系の回復技術を開発、生物多様性の確保と有用資源の利用のための技術を開発
8. 環境配慮型商品の製造技術	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、環境配慮型商品の供給率を90%以上まで向上、アスベストの代替開発を70%まで実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年～2013年の間に、PVC (ポリ塩化ビニル) の代替原料と毒性削減技術の開発 2008年～2013年の間に BPA (ビスフェノール A) の代替原料の開発 2009年～2013年の間に、アスベストの代替原料の開発 2009年～2013年の間に生分解性プラスチック原料の開発
9. 環境保健の基礎技術	<ul style="list-style-type: none"> 2017年より、環境保健の世界技術でイニシアティブを獲得 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年～2012年の間に、国内の環境保健問題を解決するための環境保健技術を開発、2013年～2016年の間に、関連政策推進 2017年～2019年の間に、海外から基礎技術を導入し、持続可能な技術を開発することにより、世界における環境保健技術の先導的役割を獲得
10. 環境汚染改善の融合技術	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、有害汚染物質を管理するため、ナノ粒子抗菌フィルターやナノホール (ナノ粒子の細孔) 構造、使用済み電池から金属 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年～2013年の間に、ナノ技術に基づく環境に配慮した原料技術を開発 廃棄物/バイオマスエネルギーを含む環境資源のリサイクル融合技術を開発 2009年～2010年の間に、事前の総合的な環境への有害性評価と分析機器を開発

基盤環境技術	中期目標	主要な内容
	を回収する技術、バイオマスエネルギーの技術を開発	

出典：韓国環境部Green Growth, Green Policies, Green Growth Engine, Developing Core Environmental Technologies より作成
http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_gre_pol_gro_developing

表2 将来性のある環境産業の育成

環境産業	中期目標	主要な内容
1. 炭素排出権取引市場	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、排出権取引システムのパイロット事業を開始し、炭素市場のインフラを整備 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年に、排出権取引システムのパイロット事業を開始、2009年～2011年の間に、地域特性に応じた気候変動対策の支援を提供 カーボンラベル⁶システムを通して炭素排出の抑制文化を拡大し、炭素市場のインフラを整備 埋立処分場ガス、食品排水、廃棄物エネルギー、再生エネルギーのCDM（クリーン開発メカニズム）事業などを展開
2. 気象産業	<ul style="list-style-type: none"> 現在、約300億ウォンの価値を生み出す気象産業を2013年までに1,200億ウォン市場価値まで拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国気象庁と民間の気象サービス会社との間の役割分担を通して、気象ビジネスを保障し、専門的で競争力のある事業者を育成 2009年に、不正確な気象予報による損害や不利益への補償を提供する金融商品の開発、関連市場を拡大
3. 資源リサイクル事業	<ul style="list-style-type: none"> 2005年の13.9%に対して、2013年のリサイクル率を17.5%に上昇 	<ul style="list-style-type: none"> 不要になった電子機器や廃自動車のリサイクル率を改善、義務化されるリサイクル品目のリストを拡大 廃棄物に高付加価値を与えるために、リサイクル品質を向上するための品質認証制度を設立、リサイクル商品の使用を促進 不要金属資源のリサイクルを活性化させる基盤作り
4. 土壌浄化事業	<ul style="list-style-type: none"> 2020年までに、5つの州で、Soil Bank Townの設立・運営、2013年までにSoil Bankパイロット事業を長項精錬所（Janghang Smelter Area）で実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年後半に、Soil Bank Townを建設するために予備調査を実施、詳細計画を作成 2009年に、Soil Bank Townを建設する制度上の基礎を作り、2010年～2011年の間に、パイロット事業を開始、2013年より、その計画を拡大
5. 生物資源産業	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、生物資源の情報収集、商用化のための支援システムを設立 	<ul style="list-style-type: none"> 2010年に、国立生物資源研究所（the National Institute of Biological Resources）に、「生物資源センター（Biological Resource Center）」を設立、様々な情報を提供 野生生物資源の商用化を支援するために産学研究コンソーシアムを創設 2011年に、ソウル市内の埋立処分場で生物資源を利用したグリーンバイオタウン（Green Bio-Town）を設立・運営
6. グリーン	<ul style="list-style-type: none"> 2013年までに、グリーンケミストリーの推進を通 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年に、Green Chemical Systemを設立する基準を作成、2010年より、Green Chemical Centerを設立・運営

⁶ 製品・サービスに、その気候変動への影響度を表示する環境ラベルのこと。（参照：カーボンラベルの目的と課題 上智大学経済学部教授 上妻義直、環境省ウェブサイト、<http://www.env.go.jp/council/37ghg-mieruka/y372-01/mat02.pdf>（参照2011-02-22））

環境産業	中期目標	主要な内容
ンケミストリー ⁷ による産業	して、グリーンケミストリーによる産業の基礎を設立	<ul style="list-style-type: none"> グリーンケミストリーによる産業のモデルケースを開発するためのガイドラインを作成
7. 環境コンサルティング事業	<ul style="list-style-type: none"> 環境サービス業の年間収入を 9,314 億ウォン(2006年)から 1.6兆ウォン(2013年)へ増額 	<ul style="list-style-type: none"> 環境サービス産業を活性化するためにインフラを整備し支援を強化 2013年～2020年の間に、環境サービス産業の海外進出を推進、開発途上国に進出する情報を提供、顧客のニーズに対応した技術や商用化の開発を支援

出典：韓国環境部Green Growth, Green Policies, Green Growth Engine, Fostering Promising Environmental Industryより作

成 http://eng.me.go.kr/content.do?method=moveContent&menuCode=pol_gre_pol_gro_promising

また、韓国では ECOTRADE というウェブサイトが、環境技術・商品の電子取引を行うビジネス空間 (e-Marketplace) を無料で提供しており、環境技術・商品の販売・流通を促進している (BOX 参照)。

【BOX : ECOTRADE について】

1. 概要

ウェブサイト上で環境技術・商品の電子取引を行うビジネス空間 (e-Marketplace) を無料で提供しており、環境技術・商品の販売・流通を促進している。売り手又は買い手、或いは両方になりたい場合には、まずメンバー登録が必要である。事業者であれば誰でもメンバーになることができるが、売り手については韓国の業者に限られている⁸。環境技術・商品は大きく以下のように分類されている⁹。

- 水処理 (Water Treatment)
- 排気ガス処理 (Air Treatment)
- 土壌処理 (Soil Treatment)
- 原材料のリサイクル (Recycling Raw Materials)
- エネルギー (Energy)
- 廃棄物管理 (Waste Management)
- 騒音・振動の軽減装置 (Noise & Vibration Reduction Devices)
- 環境サービス・コンサルティング (Environmental Services & Consulting)
- 環境に配慮した商品 (Eco Friendly Products)

⁷ グリーンケミストリーとは「人間の健康や環境に害のある原料、製品、副生物、溶媒・試薬などの使用や発生を、低減あるいは停止するために、化学的技術で解決する手法である」。(参照 経済産業省 平成11年度循環型基礎素材産業構築対策調査 グリーンケミストリー調査報告書 平成12年3月、環境省ウェブサイト, <http://www.meti.go.jp/policy/chemistry/happyyou-siryou/grenn-chemisyry/gc11/gc11fy-1.pdf> (参照 2011-02-22))

⁸ Join now, ECOTRADEウェブサイト, <http://member.ecotrade.or.kr/add/signup.do> (参照 2011-02-22).

⁹ Catalogs, Category, ECOTRADEウェブサイト, <http://www.ecotrade.or.kr/ecocatalog/new.html> (参照 2011-02-22).

メンバー登録している会社情報（会社名、住所、連絡先）は閲覧できるようになっており、取得している認証マーク（韓国環境ラベル等）が表示されている¹⁰。最新の取引情報（売り手や買い手）や新着の環境技術・商品は、ウェブサイトのトップページに掲載されている¹¹。

また、買い手が要望する環境技術・商品を探してくれるサービスもあり、詳細をメールで送れば、それらを提供できる韓国の業者を紹介してくれる¹²。その他、世界の環境技術情報（World Green Market Trends）を紹介しているコーナーもある¹¹。

2. 運営主体

ECOTRADEのサービスはKONETIC Network, Incによって提供されており、管理は韓国環境部（Ministry of Environment）、運営は韓国環境産業技術院（KEITI: the Korea Environmental Industry Technology Institute）による。KEITIは、環境技術開発推進法（Development of and Support for Environmental Technology Act）に基づき、2009年4月に設置された政府関係機関である。また、KONETICは、環境情報システム（KIS KOREA : Environmental Information System）を運営しており、このサイト（<http://www.eiskorea.org/>）から、ECOTRADEへリンクできるようになっている¹³。

2. フィリピン

フィリピンにおいては大統領令第128号（1987年）に基づいて、科学技術省（DOST: Department of Science and Technology）が科学技術に関するイニシアティブを取っている。DOSTはIntegrated Programme on Clean Technologiesというプログラムを通して産業界に対してクリーナープロダクション技術の選択及び実施のための技術的支援を行っており、具体的には各産業における利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行（BAT/BEP）に関するガイドブックや環境マネジメントシステム（EMS）導入のためのガイドラインなどを提供している他、関連する研修なども実施している。また、同プログラムの下で環境技術実証（ETV）プログラムも実施している¹⁴（ETVの詳細については参考資料2-4参照）。

更に、Land Bank of the Philippines¹⁵、フィリピン開発銀行（the Development Bank of the Philippines）、科学技術省の科学技術支援協会（TAPI : Technology Application and Promotion Institute）などの金融機関は、Environmentally Sound Technology（EST、環境上適正な技術）関連の融資プログラムを実施している¹⁶。例えば、TAPIのVenture Financing Programmeというプログラムは新しい技術の

¹⁰ Companies, ECOTRADEウェブサイト, <http://www.ecotrade.or.kr/companies/new.html> (参照 2011-02-22).

¹¹ ECOTRADEウェブサイト, <http://www.ecotrade.or.kr/> (参照 2011-02-22) .

¹² Matching Korea Suppliers Service, ECOTRADEウェブサイト, <http://www.ecotrade.or.kr/asp/home/buyermatching.asp>, (参照 2011-02-22).

¹³ Site Map, Information, About us, ECOTRADEウェブサイト, <http://www.ecotrade.or.kr/f.to/aboutus/aboutus.html> & EIS KOREA <http://www.ecotrade.or.kr/f.to/aboutus/eiskorea.html>, (参照 2011-02-22).

韓国語のみのKONETICのホームページあり (<http://www.konetic.or.kr/>)

¹⁴ DOST Integrated Programme on Clean Technologiesウェブサイト, <http://cptech.dost.gov.ph/index.php>, (参照 2011-2-22) .

¹⁵ 収益を上げながら地方開発を支援することを目的に設立された政府系金融機関（出典：Land Bank of the Philippinesウェブサイト, <https://www.landbank.com/about.asp>, (参照 2011-2-22)）.

¹⁶ Mr. Rene Burt N. Llanto, Department of Science and Technology, Philippines, “Philippine Experience In The Promotion Of Environmentally Sound Technologies (ESTs)”, http://www.unescap.org/tid/publication/chap4_2127_phil.pdf, (参照 2011-02-22).

商業化促進を目指して、プロジェクトの立ち上げのための資金支援を行っている¹⁷。

3. タイ

タイのESTに関する戦略は、第9次国家経済社会開発計画 (the Ninth National Economic and Social Development Plan) (2001-2006)、及び1992年に制定された国家環境保全推進法 (Enhancement and Conservation of National Environmental Quality Act) に基づいて策定された国家環境保全推進のための政策・計画 (Policy and Prospective Plan for Enhancement and Conservation of National Environmental Quality) (1997-2016) の中で打ち出されている^{18, 19}。

それに伴い、科学技術環境省 (Ministry of Science, Technology and Environment) に環境政策計画事務局 (Office of Environmental Policy and Planning)、公害対策局 (Pollution Control Department)、環境保全推進局 (Department of Environmental Quality Promotion) の3局が新設され、科学技術環境省の下で CTCT (Centre for Transfer of Cleaner Technology) が設立された。CTCTは民間企業におけるクリーン技術の開発を支援するために、低金利融資又は公的融資の実行、技術支援や情報サービスの提供などを行う役割を担っていた¹⁸。2002年には、科学技術環境省は省庁改編で科学技術省 (Ministry of Science and Technology) となり、環境政策計画事務局、公害対策局、環境保全推進局は新設した天然資源環境省へ移動。環境保全推進局は、クリーン技術センターとして環境管理・技術の調査・研究、開発及び支援を行っている²⁰。

大部分のESTは研究段階にあり、技術移転や商業化には至っていない。また、実証試験や市場テストを行うための財源が不足している。政府は研究技術開発における民官パートナーシップを奨励しているが、政府の政策は特化した技術開発になっている。コミュニティやステークホルダーにおけるESTに関する認知度は低い²¹。

4. 中国²²

1990年に国務院は「環境産業を積極的に発展させることに関する若干の意見」を発表し、

¹⁷ このプログラムは支援対象技術が環境上適正であることを重視しているが、支援対象は環境分野に限定している訳ではない。

¹⁸ Asian and Pacific Centre for Transfer of Technology (APCTT), Expert Group Meeting on Promotion of New Forms of Financing for Transfer Development and Application of ESTs, Nov, 2000, UNESCAPウェブサイト
ト、<http://www.unescap.org/tid/publication/techpub2127.pdf> (参照 2010-11-25)。

¹⁹ Policy and Prospective Plan, Office of Natural Resources and Environmental Policy and Planningウェブサイト
ト http://www.onep.go.th/onep_en/index.php?option=com_content&task=view&id=79&Itemid=64 (参照 2010-11-25)。

²⁰ Department of Environmental Quality Promotionウェブサイト
ト、http://www.deqp.go.th/website/52/index.php?option=com_content&view=article&id=3988&Itemid=92&lang=en 及び Ministry of Science and Technologyウェブサイト
ト、<http://www.most.go.th/eng/index.php/executive-ministry-of-science-and-technology/history-of-most> (参照 2010-11-27)。

²¹ National Innovation Agency, Thailand, Policy Mechanisms to Foster the Development, Transfer and Adaptation of Publicity-Funded and Globally-Relevant ESTs in Thailand, 2008, Green Growth ウェブサイト,
[http://www.greengrowth.org/download/2008/singg_cebu/Session%208\(EST\)/Thailand_NIA_National%20Report.pdf](http://www.greengrowth.org/download/2008/singg_cebu/Session%208(EST)/Thailand_NIA_National%20Report.pdf) (参照 2010-11-25)

²² 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京センター 「中国の環境産業に関する調査報告書」 2009年3月
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china_kankyo.pdf (参照 2011-02-22)。

環境産業は環境を保護および改善し、汚染や公害物質・技術に対応するための基盤であるとした。また、2000年には「環境産業の発展を加速させることに関する意見」が公布され、以下の政策的意見が示された。

- (1) 環境産業の全体構想を提示するとともに、産業政策による誘導を強化し、構造改革を加速させ、環境産業の高度化を促進する。
- (2) 技術の進歩によって環境保護技術・設備のレベルを引き上げる。
- (3) 監督管理を強化し、環境産業市場を規範化する。
- (4) 優遇政策を実施し、環境産業の迅速な発展を奨励および支援する。
- (5) 積極的に条件を整え、環境産業市場の有効活用を牽引する。
- (6) 組織的指導を強化し、関連部門と仲介組織の作用を十分に発揮させる。

出典：日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター 「中国の環境産業に関する調査報告書」 2009年3月 http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000126/china_kankyo.pdf（参照 2011-02-22）。

また、「第9次5カ年計画」と「第10次5カ年計画」においては、「国家環境産業発展綱要」と「国家環境保護 第10次5カ年計画」が示され、2006年には「第11次5カ年計画 環境産業発展のための指導意見」が策定された。

5. ベトナム

ベトナム政府は、2009年に環境産業発展に係る中長期計画である「2015年までのベトナム環境産業の発展、及び2025年までのビジョン」を発表した。これは環境産業の企業に対する優遇措置を定め、各機関及び個人による環境保護基金の設立、環境産業分野発展への投資等を奨励している。

「2015年までのベトナム環境産業の発展、及び2025年までのビジョン」は、1993年に制定された環境保護法（the Law on Environmental Protection、2005年に改正）に基づいている。環境保護法は、国が環境技術の開発、応用、移転を図り、組織及び個人に対して、自発性及び環境保全技術の応用を奨励している。環境汚染処理技術を開発する組織・個人の奨励、国家予算からの補助、融資やその他財源の優遇を行うことも定めている。

また、1998年に制定された国内投資促進法（the Law on Domestic Investment Promotion）は、生態系環境及び都市衛生の改善を図る投資を奨励し、企業に対する法人税や関税の優遇措置について定めており¹⁸、2005年2月に公布された首相決定No. 34 / 2005/QD-TTgは、環境技術の研究・導入及び移転の促進や環境産業の発展の必要性を明記している²³。環境保護活動へのインセンティブとサポート提供に関する政令第4号(No.04/2009/ND-CP)は2009年1月14日に公布され、この中では環境汚染対策技術の開発へ支援（補助金、優遇ローン制度など）が規定されている²⁴。

6. マレーシア

²³ Conference on Environmental Technology, VEA-MONREウェブサイト

ト、<http://www.nea.gov.vn/en/news/news/Pages/Conferenceonenvironmentaltechnology.aspx>（参照 2010-11-26）。

²⁴ 平成21年度日本モデル環境対策技術等国際展開検討会第2回資料3-1 対象国における環境技術の導入・開発等の関連施策の現状、環境省ウェブサイト、http://www.env.go.jp/air/tech/ine/conf/2102/mat03_1.pdf（参照 2010-11-26）。

2009年4月、エネルギー・グリーンテクノロジー・水道省（KeTTHA : Ministry of Energy, Green Technology and Water）が設置され、同年7月、グリーンテクノロジー（GT : Green Technology）を通して国内経済の活発化及び持続可能な発展を目的とするNational Green Technology Policyが導入された。2009年10月には、環境に優しい技術の提供、或いは自ら利用する企業を対象とするRM15億の融資資金（GTFS: Green Technology Financing Scheme）が発表され、2010年から3年間、若しくは融資資金が無くなるまで、政府が金利の2%を負担、更には融資資金の60%を政府保証する政策を打ち出しており、対象事業は、エネルギー、建物、水と廃棄物の管理、及び輸送の4部門に分かれている²⁵。

2010年に発表された第10次マレーシア5ヵ年計画（2011-2015）では、意識（Awareness）、専門能力（Faculty）、財政（Finance）、インフラ（Infrastructure）、研究（Research）、マーケティング（Marketing）という枠組のAFFIRM フレームの中でNational Green Technology Policy を後押ししており、財政面ではGTFSの推進と税の優遇措置、マーケティング面では、エネルギー・グリーンテクノロジー・水道省がマレーシア標準工業研究所²⁶（SIRIM : Standard and Industrial Research Institute of Malaysia）と協力して国際標準と合致した国内製品及びサービスのエコラベルスキーム及び国家規格を開発していくことを挙げている²⁷。なお、SIRIMは、科学技術革新省（MOSTI: Ministry of Science , Technology and Innovation）の下部組織であるマレーシア標準部（DSM: Department of Standards Malaysia）の企画立案に沿って、国家規格であるMalaysian Standards（MS）の規格原案の作成・審議を行っている²⁸。

7. インドネシア

インドネシアでは、国家中期開発計画（2010～2014年）の下部計画として環境省の戦略計画が位置付けられている。2010年～2014年の環境省の戦略計画は「グリーン経済に重点を置き、信頼される能動的な組織としての環境省を通して、持続可能な開発を実現する」として、重点施策は「グリーン経済と持続可能な開発を通しての環境保全の実現」が基調となっている。その中で、政策実施のための環境省の活動の1つとして、環境管理における標準、技術及びクリーナープロダクション政策の促進が挙げられている。

また、インドネシアにおける科学技術に関する基本法が存在し、更にもその下に科学技術の研究、開発及び応用の国家システムに関する法律（2002年法律第18号）が存在する。この法律は技術

²⁵ Malaysia Energy Centre , National Green Technology Policy & Financing Scheme, Malaysian Industrial Development Authority ウェブサイト, [http://www.mida.gov.my/en_v2/uploads/images/MIDA-event/docs/National%20Investment%20Seminar%20\(KL\)%2023%20Feb%202010/PUSAT%20TENAGA%20MALAYSIA.pdf#search='Malaysia%20National%20Green%20Technology%20Policy'](http://www.mida.gov.my/en_v2/uploads/images/MIDA-event/docs/National%20Investment%20Seminar%20(KL)%2023%20Feb%202010/PUSAT%20TENAGA%20MALAYSIA.pdf#search='Malaysia%20National%20Green%20Technology%20Policy') (参照 2010-11-20).

²⁶ マレーシア標準工業研究所は、マレーシア財務省の関連組織下でマレーシア政府によって運営されており、工業に関する技術開発や研究、及び品質管理の促進、企業への新技術開発の協力をを行う一方、工業標準、ISO等の適合評価を行っているマレーシア唯一の試験機関である。SIRIMウェブサイト, http://www.sirim.my/about_us.asp (参照 2010-11-22).

²⁷ 10th Malaysia Plan, Chapter 6, Economic Planning Unit Prime Minister's Department Malaysia ウェブサイト, http://www.epu.gov.my/html/themes/epu/html/RMKE10/rmke10_english.html (参照 2010-11-22).

²⁸ DSM What We Do, Malaysian Standards – Their Management and Development, Standards Malaysia ウェブサイト, <http://www.standardsmalaysia.gov.my/v2/images2/strategic/STD%20leaflet%201.pdf> (参照 2011-01-30).

評価応用庁（BPPT）の所管であり、現在環境保護管理法（2009 年第 32 号）との整合を図るために改訂作業が行われている。更に、環境質及び環境管理分野におけるインドネシア国家基準策定に関する技術委員会に関する環境大臣令（環境大臣令 2007 年第 212 号）に基づいて以下のよ
うな技術委員会が設置されており、環境技術を含む環境全般に関する国家基準が策定されている。

- 環境管理分野に関する分科会
- 水質分野に関する分科会
- 大気室分野に関する分科会、及び
- 有害物質分野に関する分科会

技術委員会の分科会が専門的見地から原案を作成し、委員会がそれを決定する。各分科会には行政、学識経験者及び企業（コンサルタント、製造業者等）からの代表者が参加し、行政は環境省の他、工業省、自治体が参加している。企業からは、パナソニック、ユニリーバ、ピンドデリ（製紙会社）、環境ラボ、認証コンサルタントが参加している。

8. カンボジア²⁹

カンボジアにおいてESTやクリーナープロダクション等に特化した法規制はないが、2009 年に公開された国家グリーン成長ロードマップ（National Green Growth Roadmap）においては、環境関係の商品やサービスを輸出しているカンボジア国内の中小企業の競争率を高めることが長期的な優先課題の一つとされている³⁰。

カンボジアにおいて EST を普及させる際の障壁として、EST に特化した法規制の不足、政府機関における人的資源の不足、EST を実施するための財政不足が挙げられている。

9. ラオス²⁹

ラオスでは、自国内で開発されている EST は少なく、多くは海外から持ち込まれている状況である。ラオスでは、再生可能なエネルギーを通して EST を促進しようとしているが、持続可能な開発という概念がないため、EST の普及は厳しい状況である。EST を促進する政策は現時点では見られない。EST の普及には、産業開発における S&T（科学技術）活動の調整不足、EST を促進及び管理する法整備の欠如、環境部門の研究活動における能力開発の必要性、更には限られた資金戦略が課題であるとされている。

²⁹ Proceedings 1st ASEAN Environmental Technology Verification Workshop June 21-22, 2010.

³⁰ Kingdom of Cambodia, The National Green Growth Map, Green Growth ウェブサイト, http://www.greengrowth.org/capacity_building/Download/GG_capacity_development/Cambodian-National-GreenGrowth-Roadmap.pdf (2011-02-22 参照) .